

質 問 回 答 書

番号	質 問 事 項	回 答
1	今回対象となっている施設・事業について、現在、行政様側で特に課題と感じている点を教えてください。	塩尻駅前広場は、平成 25 年の改修工事から 12 年が経過し、駐車場の精算機等の更新時期を迎えていることから、維持管理費の財源確保が課題となっています。また、中心市街地の活性化に向けて、塩尻駅前公園でのイベント開催等の利用促進にも取り組みたいと考えています。
2	ネーミングライツによって得られた財源の使い道について、現時点で具体的な希望や方向性があれば教えてください。	駐車場の精算機等の設備更新をはじめとする維持管理費と、中心市街地で展開されていく賑わい創出のためのソフト事業を支える財源として活用を想定しています。
3	可能であれば、直近数年間の年間利用者数の推移や、主な利用者層（例：平日はシニア層、週末はファミリー層など）のデータを教えていただくことは可能でしょうか。	塩尻駅前広場駐車場、バス整理場の利用台数、塩尻駅前公園の直近数年間の利用回数推移については、募集要項に添付のある「募集に関わる参考情報」を最新データに更新しましたので、ご参照ください。 利用者層については、データの収集がありませんのでご了承ください。
4	企業の名称や商品名だけでなく、アルファベット表記、カタカナ表記、または文字数の上限・下限などの制限はありますか。	表記及び文字数等には、特に制限は設けていませんが、市民や利用者が親しみやすく、呼びやすい愛称が望ましいと考えます。
5	変更が必要となる看板や表示の具体的な範囲（施設正面、周辺の案内看板、市ホームページ、パンフレットなど）について看板の色、サイズ、デザイン、夜間照明の有無などに制限はありますか。	看板等の設置にあたっては、長野県屋外広告物条例により定められている、形状、面積、色彩、意匠の基準に準拠する必要があります。（参考： 屋外広告物のしおり ） また、協定締結時に周囲の景観との調和、安全性及び視認性の確保、公共性へ

		の配慮などを踏まえてパートナー、市及び指定管理者が協議の上で決定します。
6	何か企画提案事業を行う場合は、ネーミングライツ費用とは別に費用負担する必要がありますか。ネーミングライツ費用からの捻出等も可能でしょうか。（例：ネーミングライツ費用の内〇万円は施設運営費に充てられ、その他は企画提案事業に活用できる、など）	ネーミングライツ料は、施設への命名権に対する費用であるため、企画提案事業の費用については、ネーミングライツ料とは別にパートナーに負担していただくものと考えています。
7	地域貢献の一環として、施設を利用した市民向けの無料イベントの共同開催や、スタッフによる出前講座の実施などを提案に含めることは可能でしょうか。	ご提示いただいた提案を含めることは可能です。
8	ネーミングライツ料の支払いに加え、物品や役務の提供を組み込んだ提案は受け入れられますか。	ご提示いただいた提案は受け入れ可能です。ただし、物品等の内容については、協定締結時に協議の上で決定します。
9	事業者選定の審査において、金額の多寡（ネーミングライツ料）のほかに、『地域貢献度』や『施設の魅力向上につながるか』といった定性的なプロポーザル内容はどの程度重視されますか。 また、具体性（企画案や連携団体など）や実現性はどこまで反映されていることが望ましいでしょうか。	審査における配点につきましては、募集要項「5（2）選定基準」をご確認ください。審査にあたっては、金銭的な評価のみならず、定性的な提案も含め総合的に評価します。
10	対象となる境界は明確になっていますか。特にタクシー乗り場周辺はどこまでですか。また、対象範囲に道路も含まれていますか。道路も含めてもよいですか。さらに、指定管理者との関係で標示や利用に関する制約はありますか。	塩尻市塩尻駅前広場条例にて定める塩尻駅前広場の区域は、添付図で示す範囲（市道に係る部分は除く）となっていますが、本募集においては、市道についても愛称を付与する駅前広場の一帯に含むものとして扱います。ただし、タクシー乗り場は東日本旅客鉄道株式会社の管理用地となるため、対象範囲には含みません。 また、市道上に看板を設置する際には、道路管理者（市建設課）との協議が必要です。指定管理者の業務に支障がない限り、愛称の表示や利用に関して制限は設

		けていませんが、看板等の設置場所やデザインについては、協定締結時にパートナー、市及び指定管理者にて協議の上決定します。
1 1	広場の地面に会社ロゴを描くことは可能ですか。また、ロゴのサイズや色、設置期間に関する制限があれば教えてください。	地面に会社ロゴや愛称を表示することについては、原則不可とさせていただきます。なお、看板等に企業名やロゴを表示する場合は、愛称との併記が条件となります。
1 2	広場利用時は定期的にイベントを実施することは可能ですか。昨年は 12 回イベントで使用していますが、イベント以外では使用できないのでしょうか。使用不可の場合はどのような場合ですか。また、回数制限があれば教えてください。	定期的なイベント、イベント以外の利用は可能です。利用の回数制限はございませんが、以下のとおり施設管理者と協議・申請の上、利用を許可します。 【塩尻駅前広場の利用について】 塩尻市塩尻駅前広場条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、演説、集会、撮影会その他これらに類する催しのために利用する場合は、指定管理者の許可が必要になります。 【塩尻駅前公園の利用について】 塩尻市都市公園条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定利用行為（①物品販売、募金その他これらに類する行為、②業として写真または映画の撮影、③興行、④競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して利用すること）を行う場合は、市都市計画課の許可が必要になります。
1 3	法人名は塩尻事業所名でも可能ですか。それとも本社名となりますか。併記は可能でしょうか。	塩尻事業所名でも問題ありません。併記も可能です。